

# 「有機資材登録 申請一覧表」記入ガイド <有機農産物(きのこを除く)>

登録申請が必要な資材と提出書類などについて、申請一覧表の「使用の理由等」の番号(①～⑥)ごとに掲載しました(1～3ページ)。

(資材登録ではなく個別の事前確認が必要な資材、資材登録不要な資材についても掲載しております。)

4ページは、資材リストについての説明です。

申請一覧表「記入例」も合わせてご参照ください。

## ◎「圃場における肥培管理の項」「育苗管理の項」(別表1:肥料及び土壤改良資材など) 申請一覧表(1) (''使用の理由等''で①②③④に当たる)

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
肥料、土壤改良資材 堆肥、ボカシ、スラリー 葉面散布剤、活性液、栄養剤 米ぬか、稻わら 石灰 など	有機農産物の日本農林規格「別表1」に適合すること  すべて自家製を含む	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された資材証明書※  (※原材料それぞれについても「原材料」「製造工程」「日付」が明記された証明書が必要)
育苗培土 育苗土に使うものすべて	有機農産物の日本農林規格「別表1」に適合すること  すべて自家製を含む	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された資材証明書※
融雪剤	有機的管理の一環として資材登録が必要	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された資材証明書※

注1：新規認証申請時には、過去3年間分の証明書が必要

注2：「別表2：農薬」は資材登録ではなく、個別の事前確認が必要(→3ページ)

注3：「有機JAS適合資材リスト」掲載の資材は証明書が不要(→4ページ)

## ◎「一般管理の項」

### 申請一覧表(2) (''使用目的等''で⑤に当たる)

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
マルチ 誘引テープ 果樹に使用する袋 (りんごの有袋栽培) など	生分解性・光分解性でないこと	「素材」を確認できる資料 (カタログ、納品書、製品のパッケージ、HPなど)

## ◎「収穫以後の工程の項」

申請一覧表（2）（「使用目的等」で⑥に当たる）

### 1) 直接農産物にふれる資材

資材登録が必要な 資材の種類	確認のポイント	提出が必要な 書類
農産物の洗浄水など  (機械などを導入の場合)	<p>「電解水」を使用する場合には、        ○食塩水を有隔膜電解槽で電気分解した、        「強酸性次亜塩素酸水」「弱酸性次亜塩素酸水」であること</p> <p>以下のような水は使用不可        ×化学的な処理が行われた水（「上記の電解水」以外）        ×「電解水」の中で、塩酸または塩酸に食塩水を加えて無隔膜電解槽で電気分解した「微酸性次亜塩素酸水」        ×「電解水」の中で、食塩水を無隔膜電解槽で電気分解した「次亜塩素酸ナトリウム水」        ×化学的に合成された物質（有機加工食品の日本農林規格「別表1」の食品添加物以外）を添加した水</p> <p>○水道水（公的な「水道」）は登録不要、地下水は要水質検査        「食品製造用水」を使用する</p>	「電解水」を使用する場合、 「強酸性次亜塩素酸水」「弱酸性次亜塩素酸水」であることを示す書類 （メーカーに確認）
鮮度保持剤 (脱酸素剤など)	「アルコール蒸散剤」のような、薬剤が「蒸散」するタイプのものは使用不可のものがあるので、要注意！！	商品仕様書 もしくは 安全データシート

### 2) 有機農産物を扱う施設で使用する資材

資材登録が必要な 資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
有害動植物防除用 の薬剤  (防虫・防鼠など)	<p>有機農産物の日本農林規格「別表4」のみ使用可能        ★市販のエアゾール式、吊り下げ式の殺虫剤は、        おおむね使用不可なので要注意！！</p> <p>○物理的な捕獲器（ネズミ捕り用の罠、粘着シート等）については登録不要</p>	商品仕様書もしくは 安全データシート
	専門業者へ委託する場合	有機的管理についての契約書 使用薬剤の成分のわかる書類

## ◎「収穫以後の工程の項」のうち登録不要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
機械・器具の洗浄剤 <b>(登録不要)</b>	機械・器具類の洗浄・殺菌などには、特段の制限がないため 洗浄剤、殺菌剤、電解水、オゾン水などを使用可能 ただし、洗浄・殺菌後に、薬剤が残らないように水で洗い流すこと	なし

## ◎重要:資材登録ではなく、事前に個別の確認が必要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
農薬	有機農産物の日本農林規格「別表2」に適合するもの 使用前に毎回必ず確認	農薬使用連絡表
燻蒸剤	★倉庫・乾燥施設などの薬剤燻蒸は原則的に禁止 行う場合は、事前にACCISに確認・相談	
空気殺菌	衛生管理のための薬剤自動散布機 機械などを導入して行う場合は、事前にACCISに確認・相談	機械の仕様書

## 重要な変更があります。ご確認ください。

### 「有機JAS適合資材リスト」掲載の資材について

有機JASに関するQ&Aの改正(2021年10月)に伴い、登録認証機関および農林水産省のホームページで公表された「**有機JAS適合資材リスト**」に掲載の資材については、全ての有機JAS事業者が、証明書の取り寄せ不要で使用できるようになりました。

このため、2022年以後の有機資材登録では、「**有機JAS適合資材リスト**」掲載の資材については、「有機資材登録 申請一覧表」へのご記入は必要ですが、資材証明書の提出は不要になります。

#### 「有機JAS適合資材リスト」掲載資材の資材登録申請方法

農水省ホームページの「**有機資材リスト掲載一覧表**」に掲載されていることを確認する

( [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki\\_shizai\\_risuto.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html) )

農水省 資材リストで検索



「**有機資材登録 申請一覧表**」に資材名・メーカー名を正確に記入する



申請一覧表の「**資材リスト掲載**」の欄に「○」を記入する